

野瀬里づくり計画



平成 30 年 6 月

変更 1 回目：令和元年 7 月

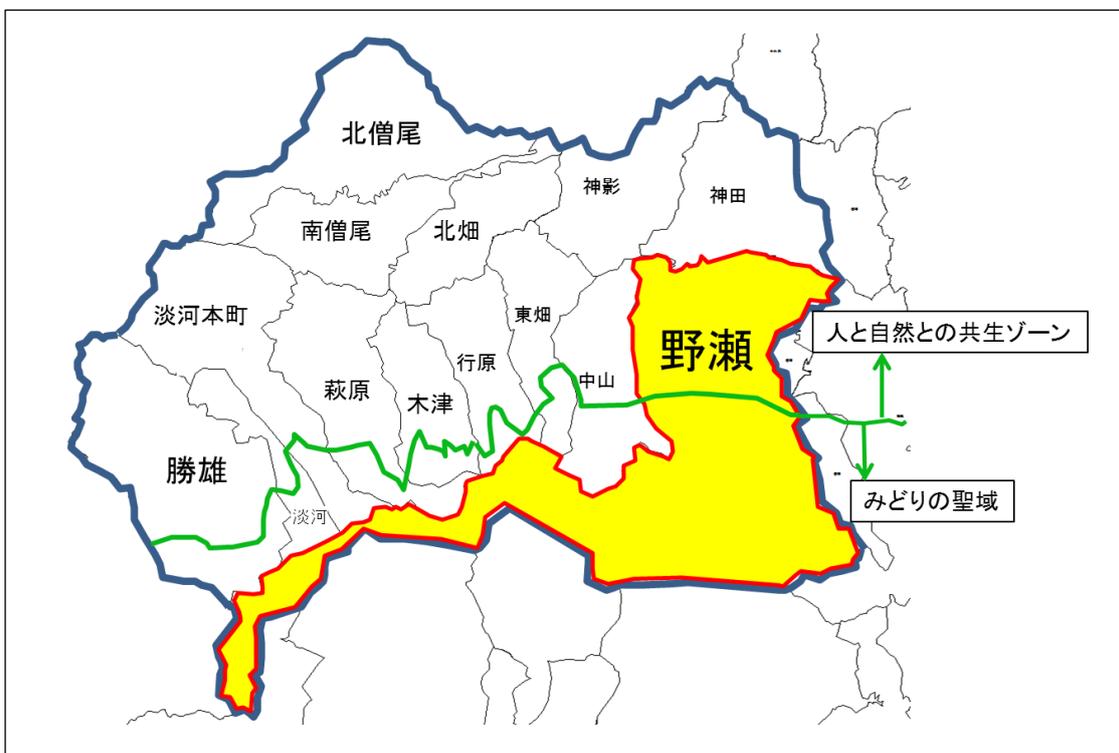
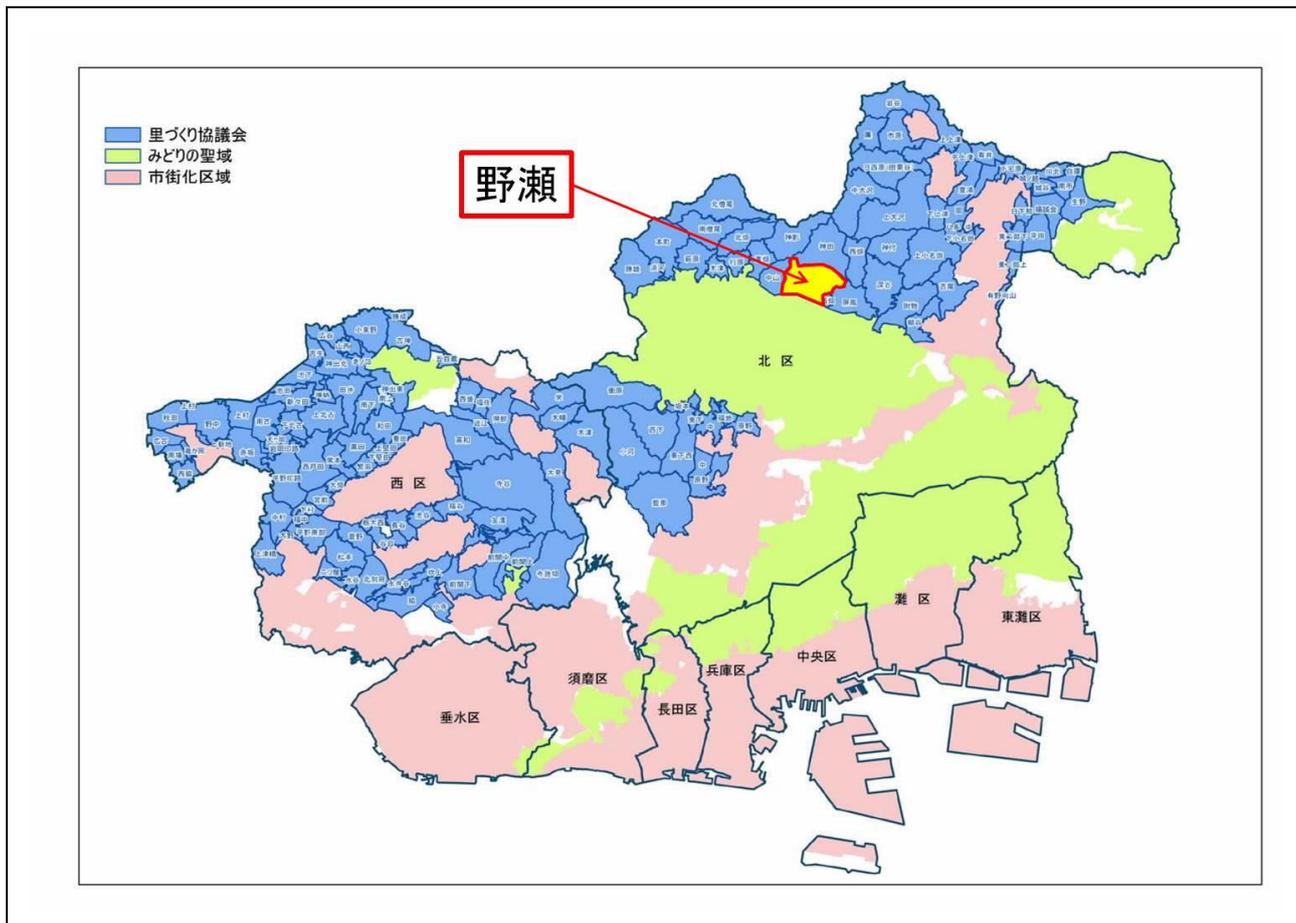
変更 2 回目：令和 2 年 9 月

野瀬里づくり協議会

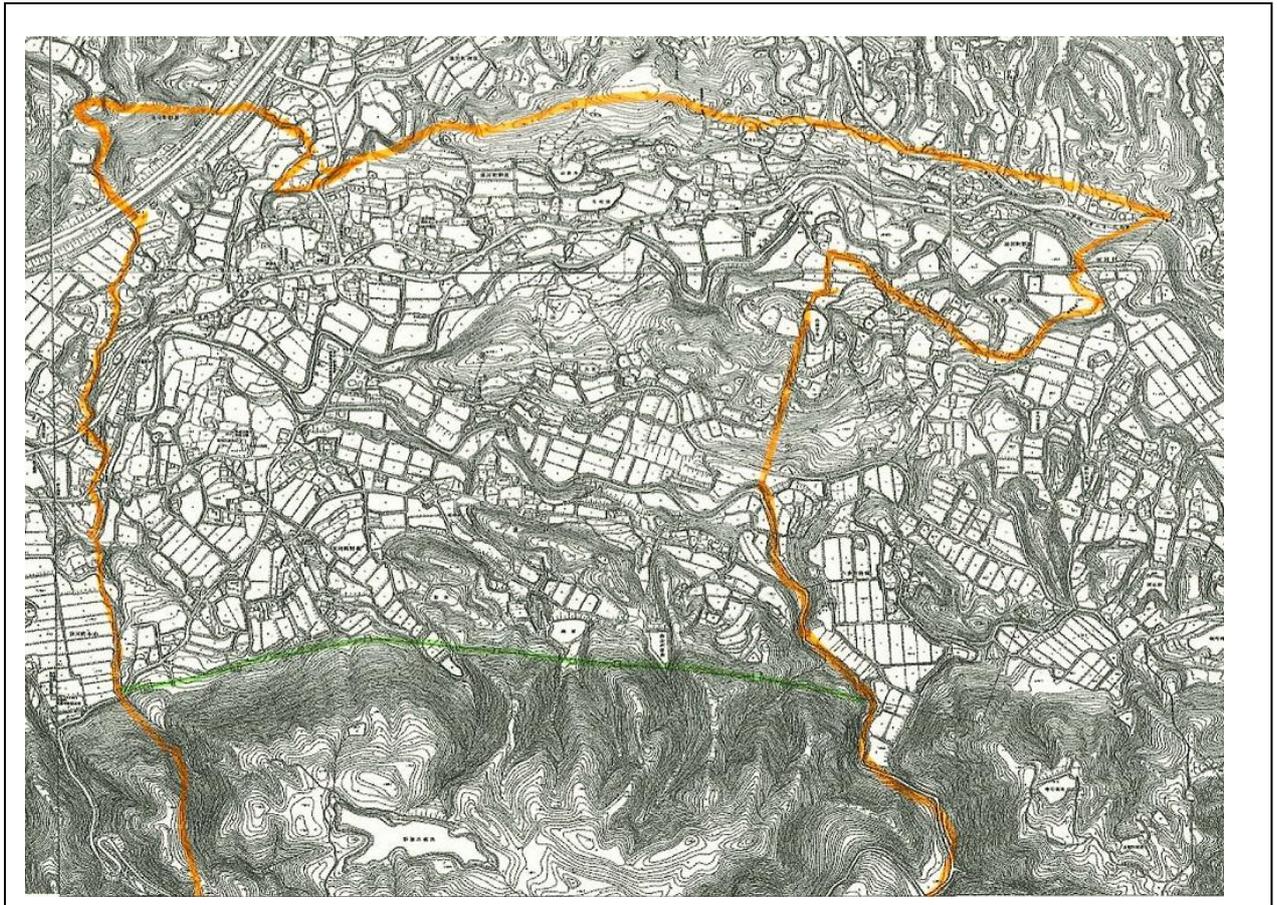
目 次

第1章 野瀬地区の概要	
(1) 野瀬地区の立地条件	3
(2) 野瀬地区の人口統計	3
(3) 野瀬地区の営農状況	4
(4) 地区の行事等	5
(5) 農村用途区域	5
(6) 地区の問題点及び課題	5
第2章 地区の整備の目標及び方針	6
第3章 農業振興計画	6
第4章 環境整備計画	
1 生活環境	
(1) 安全対策	6
(2) 土砂災害警戒区域	10
(3) 美しい農村景観の維持	10
(4) 野瀬天神社の改修	11
第5章 土地利用計画	12
(令和元年7月・令和2年9月変更)	
第6章 農村定住起業計画	
(1) 共通指針	14
野瀬里づくり計画の策定経過	16

第1章 野瀬地区の概要



野瀬地区の位置図



野瀬地区（集落部分）

(1) 野瀬地区の立地条件

淡河町は神戸市北区の北部に位置し、東部で八多町・大沢町、西部で三木市、南部で山田町、北部で三木市にそれぞれ面している。野瀬地区は野瀬北集落と野瀬南集落から成り、淡河町の東端に位置している。地区の南部で山田町、西部で中山集落、東部で八多町、北部で神田集落にそれぞれ隣接している。地区の北部を県道 38 号線(三木三田線)が走り、東播地域と摂津地域を結ぶ主要交通路となっている。

野瀬地区の範囲としては丹生・帝釈山系の広い面積が含まれるものの、その大部分がみどりの聖域に指定されており、人と自然との共生ゾーンのエリア外である。

(2) 野瀬地区の人口統計（国勢調査より）

	2005 年	2010 年	2015 年
世帯数	139	134	131
人口	468	435	391

(3) 野瀬地区の営農状況（農林業センサスより）

	2005年	2010年	2015年
農家戸数	99	94	86
専業農家	14	13	11
第1種兼業農家	3	6	7
第2種兼業農家	81	75	68
農家人口（人）	354	299	266
農地面積(a)	7,855	6,580	6,349
田	7,830	6,383	6,162
畑	20	197	152
樹園地	5	—	35

(4) 地区の行事等

① 浦安の舞（栗嶋神社）（表紙写真参照）

地区内にある「栗嶋神社」では、春・秋の年2回、例大祭が行われている。これに併せ、地区内の中学生による浦安の舞の奉納が行われている。かつては長女のみが舞を担っていたが、少子化により次女らも担い手となっている。



栗嶋神社 (<http://www.hyogo-jinjacho.com/data/6301151.html>)

②御弓神事（淡河八幡神社）

勝雄集落にある「淡河八幡神社」で毎年2月に「御弓神事」が行われている。同神事は、淡河の五穀豊穰と厄除解除を祈願する、県の重要無形民俗文化財に指定された伝統行事である。

野瀬地区も淡河町の一員として、行事を担っている。



(5) 農村用途区域

野瀬地区の農村用途区域は、環境保全区域と農業保全区域からなっている。農村用途区域に関し、現在定められている区域設定を変更しないものとする。

用途区域	面積 (ha)	割合 (%)	備考
農業保全区域	205.7	88.9	今後も区域の優良農地を保全活用する。
環境保全区域	24.8	10.7	今後も保全区域として活用する。
地区居住区域	0	0.0	新たな区域設定は行わない。
特定区域 A 区域	0.8	0.3	追加の区域設定は行わない。
特定区域 B 区域	0	0.0	新たな区域設定は行わない。
合 計	231.3ha	100.0%	

(6) 地区の問題点及び課題

①農業振興

地区内農業者の高齢化および後継者不足により、担い手の確保、地域農業の活性化が望まれる。

②少子高齢化

地区内の少子高齢化が進んでいる。対策として、増加している空き家の活用が望まれる。

③生活環境

地区内で危険カ所や魅力的な場所の共通認識をもち、安全で住みよい生活環境づくりを行う。

第2章 地区の整備の目標及び方針

野瀬地区の資源を活かして、地域の活性化および安全で住み良い環境づくりを基本目標とし、以下の点を軸に魅力ある里づくりを進めていく。

- (1) 多様な農業を振興するための条件整備
- (2) 地区内の空き家の活用
- (3) 誰もが住みよい生活環境の整備

第3章 農業振興計画

1 多様な担い手の育成

地区内の意欲ある農家を担い手として育成していく。

2 営農環境の維持・改善

地区内では水田農業を中心とした農業が営まれている。営農環境の維持・改善を目標に、多面的機能支払を活用し、野瀬北活動組織・野瀬南活動組織が中心となって、農村環境整備を行う。

3 獣害対策

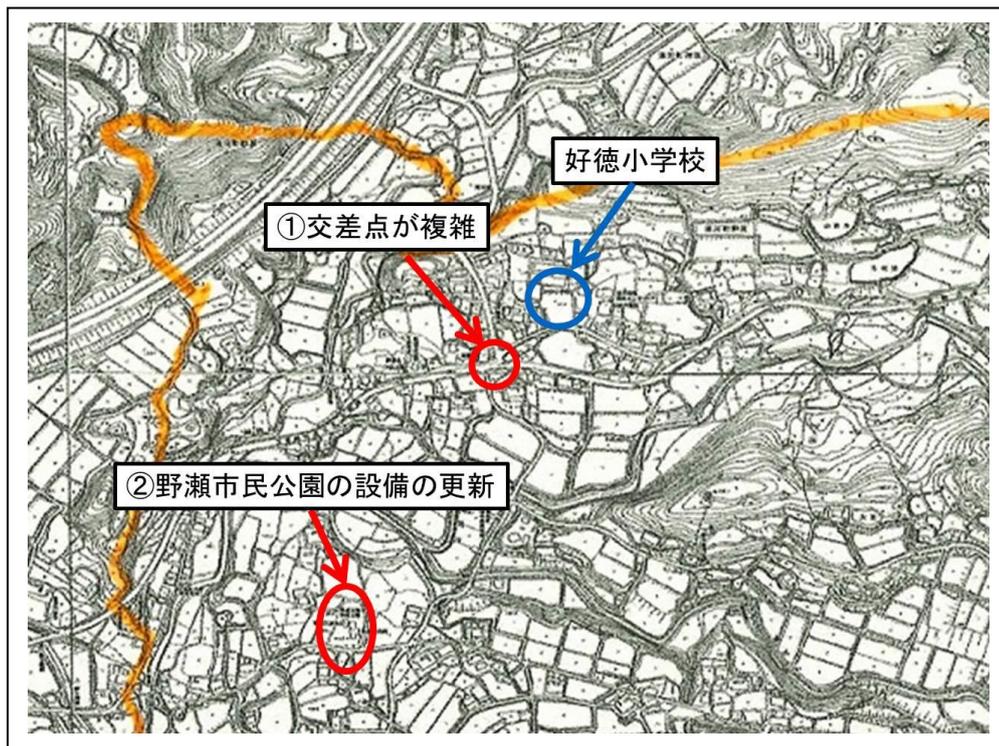
イノシシ・アライグマ・ヌートリア等による農産物被害が多発している。電気柵の適切な設置・管理や、農産物残渣の適切な処理等、被害軽減に向けた対策を行っていく。

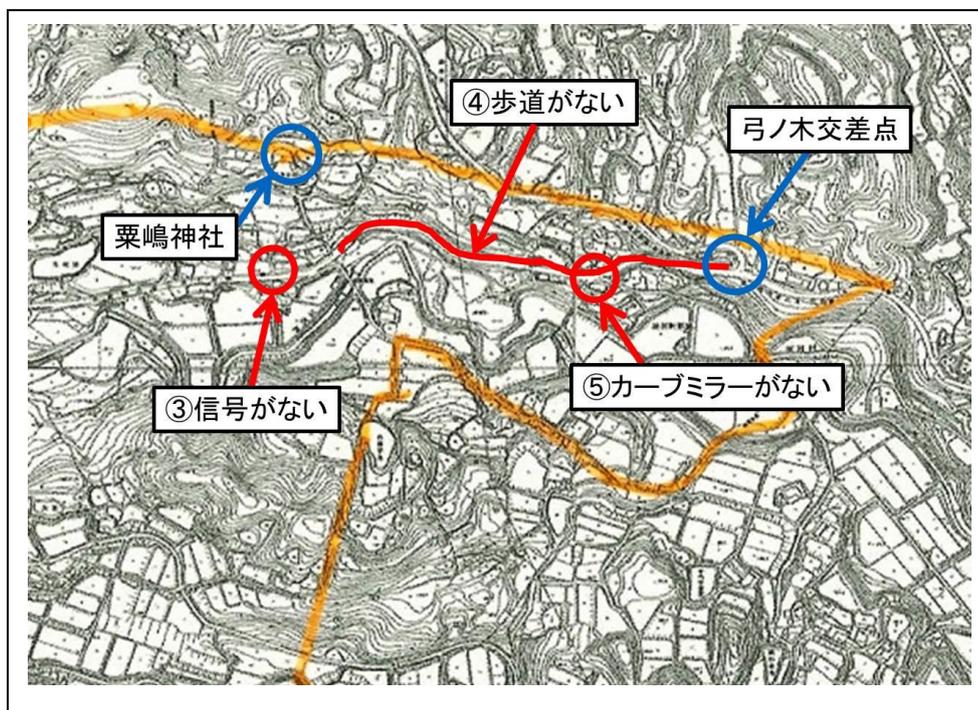
第4章 環境整備計画

1 生活環境

(1) 安全対策

地区内の改善要望が挙げられた場所をまとめた結果、以下の5地点が挙げられた。住民への周知を行い、意識喚起を促す。また案件によっては関係機関に改善要望を出し、地区の環境を改善していく。





① 複雑な交差点



②野瀬市民公園の設備



③信号のない箇所



④歩道のない箇所

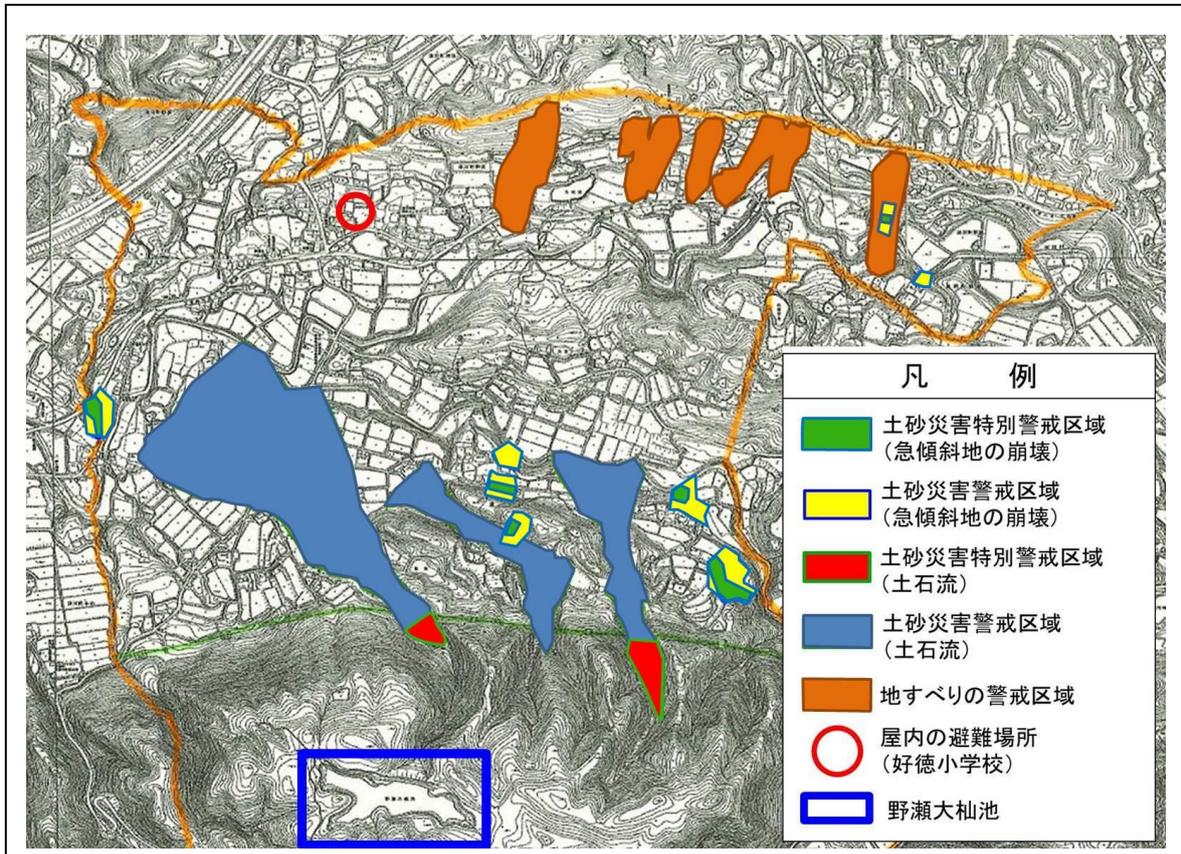


⑤見通しの悪い箇所



(2) 土砂災害警戒区域

野瀬地区内の土砂災害警戒区域等は以下の図面の通りである。また、地区の南部に位置する野瀬大杣池については、農業用の水源として重要である一方、災害の際には決壊の危険性をはらんでいる。災害発生時の避難経路などを平常時から確認し、備えるほか、池の管理の在り方についてもよく協議する必要がある。



(3) 美しい農村景観の維持

野瀬地区内で次世代に残したい場所、思い出の場所をまとめた結果、以下の 1 地点が挙げられた。農村景観維持に望ましくない土地利用については、共生ゾーン条例に基づき協議していく。



(4) 野瀬天神社の改修

地区内にある「野瀬天神社」は、田園風景に囲まれた代表的な農村神社のたたずまいを見せている。昭和40年代(1965～1974)まで社頭の一隅に簡易な弓道場があり、地元愛好家が活用していたが、弓道人口の減少と共に施設を撤去した。また、太平洋戦争後の一時期、神前結婚式もかなり行なわれたが、時勢の流れに、皆無となって久しい。

敷地内には公民館兼参集所の設備があり、住民の生活に密接に関連している。また、スベリ台・ブランコ等の遊具も設けられているため、親子連れの憩いの場として賑っている。

瓦葺きの拝殿に連結して茅葺の覆屋があるが、茅葺の劣化が進んでいる。

野瀬地区の心の拠り所であり、地域行事の拠点でもある野瀬天神社の茅葺の葺き替えを行い、農村環境の保全・育成に努める。



第5章 土地利用計画

1. 農村用途区域の設定

地域の環境や景観に配慮した秩序ある土地利用を計画的に進める。

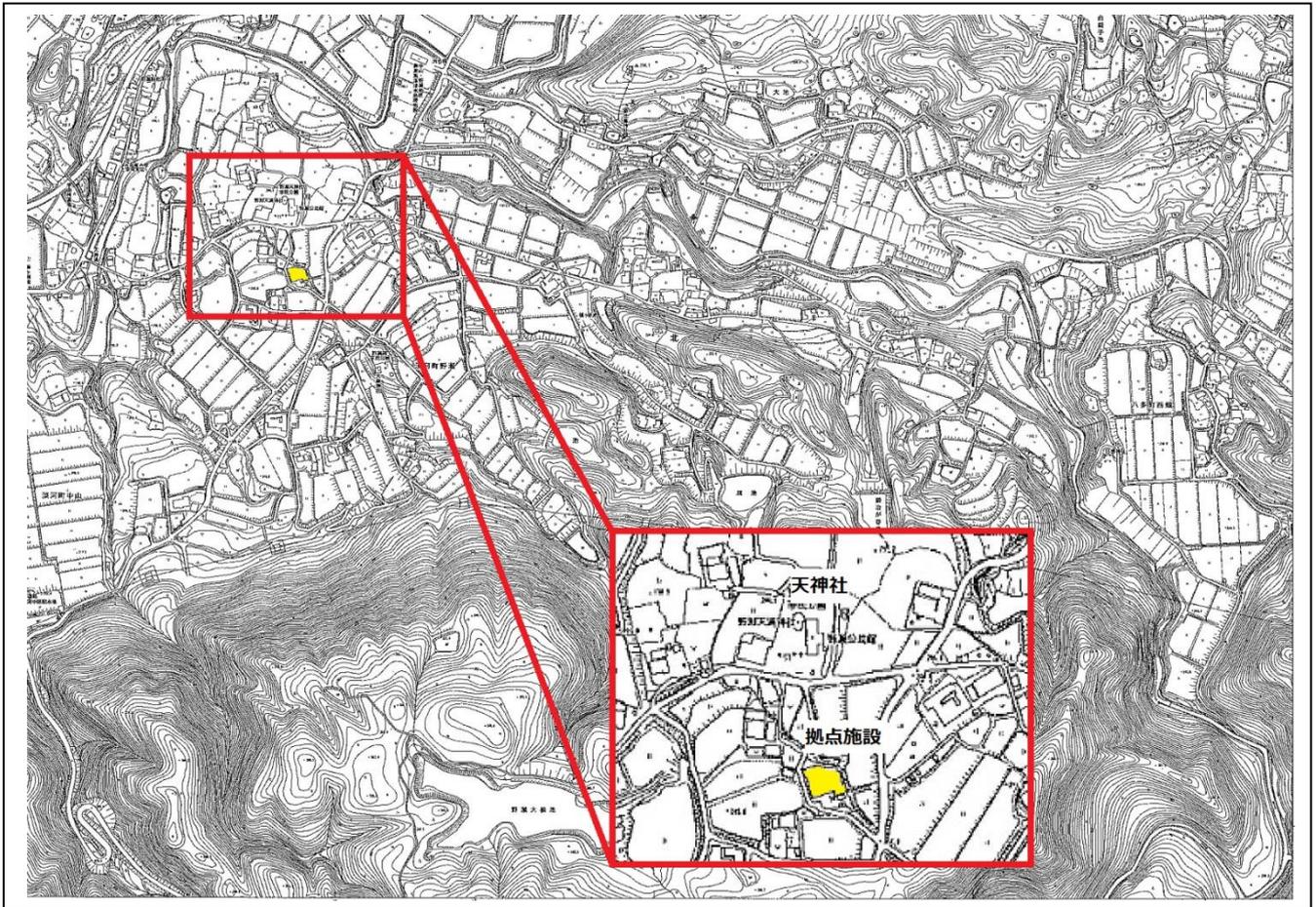
秩序ある土地利用を計画的に推進し、農村らしい景観の保全及び形成に努めることが大切であり、法令を順守して活性化を推進していく必要がある。

2. 里づくりの拠点施設（令和元年7月第1回計画変更）

集落に位置する建物を「里づくりの拠点施設」として位置付け、野瀬集落の活性化を目指す。

①

所在地および面積	住所：北区淡河町野瀬 1991 約 836 m ² （土地）、約 330 m ² （建物）
運営主体	野瀬里づくり協議会及び ██████████（有限会社 Lusie 代表）
施設の用途	<p>1. 農業スクールを主体とした農村体験イベント利用（食事の提供や宿泊利用を含む）</p> <p>① 野瀬地区における農村と農地の活性化を目指し、周辺都市圏で働く農業に興味を持つ人たちへの農業体験機会などの提供を行う。訪れた人が淡河地区の本質的な魅力に触れ、いずれは当該地区への移住や就農を実現させるためのきっかけとなる施設となる。</p> <p>② 農業スクールと農業体験プログラムのレクチャースペースとして利用。参加者への食事の提供や宿泊場所として利用する。</p> <p>2. シェアハウス</p> <p>古民家を「里づくりの拠点施設」として再利用し、蔵と離れを改装し農村への定住を考えている者へ貸し出すシェアハウスとして利用する。</p> <p>3. 物販店舗（軽飲食の提供を含む）</p> <p>元店舗部分については、日用品の販売や軽飲食の提供を行う。</p>
建築物の概要	<p>1. 古民家の景観・外観は維持しつつ、用途に適合するよう内部については必要最小限の改修を行う。</p> <p>2. 屋外表示看板及びデザインについては、周辺環境に配慮したものとする。</p> <p>3. 駐車場については、施設用途に応じた適切な規模の駐車場の確保を務める。施設周辺における円滑な交通流を阻害しないよう、安全に支障をきたすことのないよう計画する。</p>
その他特記事項	施設の管理責任は ██████████（有限会社 Lusie）が負うものとする。

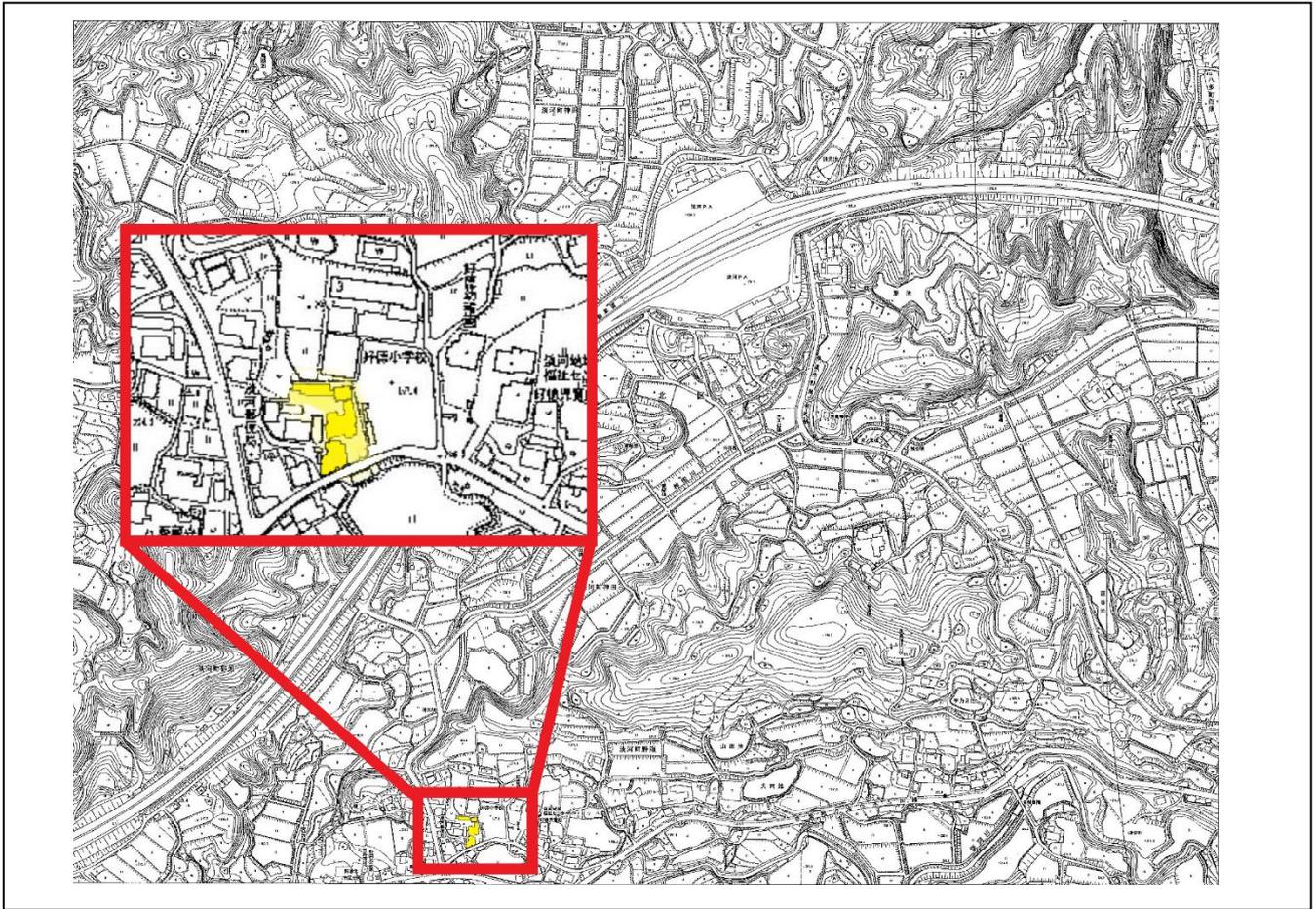


里づくり拠点施設位置図

②

所在地および面積	住所：北区淡河町野瀬 488 番 1、489 番 1、491 番 2、492 番 約 1515 m ² （土地）、約 860 m ² （建物）
運営主体	野瀬里づくり協議会及び淡河松森医院跡みらい会議
施設の用途	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共用キッチン・ダイニング（約 70 m²） 「シェフ・イン・レジデンス」（※）として地域外からシェフを呼び込み地域農産物を活用した料理教室等を行い、食の PR を行う。 2. お試し居住施設（約 88 m²） 2F の一部をお試し居住施設とし、地域協議会とともに連携して地域への定住を考えているものへ貸し出す。 3. シェアオフィス（約 149 m²） 2F の一部を地域で仕事をするものに事務所として貸し出す。 4. 物販店舗（約 36 m²） 農産物の直売所及び当施設で加工したものを販売する。 5. 農家レストラン（約 148 m²） 母屋を改装し、農家レストランとして活用する。
建築物の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 古民家の景観・外観は維持しつつ、用途に適合するよう内部については必要最小限の改修を行う。 2. 屋外表示看板及びデザインについては、周辺環境に配慮したものとする。 3. 駐車場については、施設用途に応じた適切な規模の駐車場の確保を務める。施設周辺における円滑な交通流を阻害しないよう、安全に支障をきたすことのないよう計画する。
その他特記事項	施設の管理責任は淡河松森医院跡みらい会議が負うものとする。

※「シェフ・イン・レジデンス」…芸術家を一定期間招聘し、滞在させながら作品制作を行わせる「アーティスト・イン・レジデンス」から着想を得た事業。
本事業ではシェフを野瀬地区へと招聘し、地域の郷土料理や食材といった地域資源を活かして、集落の活性化を目指す。



里づくりの拠点施設位置図

第6章 農村定住起業計画

近年、少子・高齢化や人口減少等による活力の低下が進んでおり、若年層を中心とした定住促進による人口回復など地域活性化策が求められる。

一方で、全国的に田園回帰といったことが言われ、近年のライフスタイルの多様化などにより、農村地域への移住に興味を示す都市住民が増加し、「移住・定住」や「就農」への希望に加え、「地域資源を活用した起業」の取り組みが増えてきている。

野瀬地区においても、少子高齢化は進行しているほか、空き家は増加してきており、治安・景観の悪化が懸念される。

これらの点を踏まえ、積極的に移住希望者を受け入れるものとし、また空き家を活用したレストラン・カフェ等の起業の取り組みにも協力し、地区の活性化を図っていく。

具体的な取り組みは下記に定める通りとする。

(1) 共通指針

事項	概要
農村定住起業に関する方針	地域の課題(高齢化、地域活性化、農業担い手確保)の改善に向けて、空き家を活用した地区の活性化に地域ぐるみで取り組む。
農村定住起業による地域の活性化の目標	農村定住起業の目標は、空き家の活用・雇用の創出・農家所得の向上・若者人口の定着とする。これらの目標達成のため、地域と起業家が協力のもと、里づくりの拠点(農村定住起業施設)での地域住民の雇用、地区内事業者との連携、地域内農産物の活用など、持続的な地域活性化を図っていく。
地域コミュニティへの参加・受入れ及び地域資源の活用 に際してのルールづくり	<p>地域へ移り住む新たな仲間と将来にわたり末永く取組みを継続するためのルールを以下のとおりとし、それぞれが協力し取組むものとする。</p> <p>(共通ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点周辺の清掃等に努め、またクリーン作戦などの地域活動に主体的に協力し、地域美化に努める。 ・農家レストラン・カフェ、直売所では、地域農産物を過半使用出来るよう積極的に起業者と生産者において、企画から食材の提供まで協力のもと行う。 ・来客者対策として、特に駐車場確保を適切に行う。 ・騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等提供については十分配慮する。

※空き家イメージ

